

# 判例法的積み上げ，着実に形成される倫理基準

## BRC10年の歩み

奥田良胤

### 要約

「放送と人権等権利に関する委員会」(BRC)が発足して10年目となった。放送による人権等の侵害に関する視聴者からの苦情を受け付けて審理する機関だが、法に基づく組織ではなく、放送界がつくった自主的な第三者機関である。

このような組織は、苦情を持ち込む側の視聴者の信頼と、いわば裁かれる側の放送局の協力がなければ機能しない。放送の自由と放送局の編集権の独立を守りながら、苦情に対しては視聴者の側に立って審理する役割は、背反的な性格を持たざるをえないだけに、どこまで機能するか危ぶまれての船出だった。視聴者の認知度はまだまだ高いとはいえないが、10年という積み重ねのなかで、BRCの存在感は次第に大きくなっているといえるだろう。

課題であった倫理基準については、この9年有余の21事案30件の審理の積み重ねによって、判例法的に形成されつつある。報道番組だけでなく、真実性よりも面白さを追求する演出で視聴者の関心をひきつけるバラエティ番組にも踏み込んで人権侵害を認定した。政治的論評に関しては政治家の受忍限度は高く多少の政治的批判は民主主義の立場から甘受すべきとの判断も下した。総務省の放送局に対する行政指導に関しては、BRCと他の2委員会の委員長の連名で、公権力の行政指導は慎重であるべきとの声明を発表して、放送の自律を守る立場を明らかにした。

2005年11月には、BRCの倫理綱領ともいえる「判断基準」がまとめられ、関係者に配布された。審理事案とは別に、視聴者からの苦情を放送局に仲介し、斡旋で解決した事例も少なくない。

放送界を取り巻く状況は、視聴者からの番組に対する苦情が後を絶たないことと公権力の放送取り込みの動きとがあいまって、きわめて厳しい。BRCが視聴者と放送界を結ぶ回路の役割を着実に前進させることが一段と強く求められている。

### 目次

はじめに	266	メディア・スクラムへの警告／取材段階での倫理基準／編集段階での留意点／容疑段階報道と疑惑の告発／肖像を使用する場合／情報源明示とモザイクの使用／政治的論評に関する判断／名誉回復の措置	
I 「放送と人権等権利に関する委員会機構」の設立	267		
設立までの経緯／BRC運営規則の制定／BPOへの展開			
II 外国の苦情処理機関	274	IV バラエティ番組に関する審理	289
イギリスのプレス苦情委員会／スウェーデンの報道評議会／ミネソタ報道評議会		V 事案審理以外の活動	292
III BRCの判断基準	280	仲介・斡旋業務の重要性／BPO 3委員長声明	
		おわりに	296

## はじめに

日本で初めて放送に関する視聴者からの苦情受け付け機関「放送と人権等権利に関する委員会機構」(Broadcast and Human Rights / Other Related Rights Organization: 略称BRO, 以下BROと記す)がスタートしたのは1997年5月1日であった。BROは、放送による人権侵害などを受け付ける第三者機関で、放送局側が運営費を負担している。独立した任意機関だが、視聴者からの苦情を実際に審理するのは「放送と人権等権利に関する委員会」(Broadcast and Human Rights / Other Related Rights Committee: 略称BRC, 以下BRCと記す)で、審理委員にはメディア関係者が入らずすべて有識者で構成される組織としては、世界で例をみない。

放送への信頼を得るための機関として貴重な存在だが、このような機関は第三者機関だと強調しても、視聴者からすれば放送局側の組織だとみられるのは避けがたい。一方、放送現場からすれば、公的機関ではなく放送局がつくった自主的な組織だとしても、取材・制作の自由を束縛されかねない存在に対して警戒心がないではない。

BRCは、視聴者、現場の双方から積極的な支持を得にくいというこの種の機関がもつ宿命的な立場を抱えながら、この10年間を歩んできた。その歩みは、認知度の低さや審理結果に対する苦情申立人側の満足度が低いなどけっして平坦なものではなかった。しかし、審理結果を尊重して、BRCの意見を受け入れてきた放送局側の努力もあり、機能しながら10年目の活動に入っている。

BRC発足のきっかけは、多くのメディア先

進国がそうであったように、放送による人権侵害に対して視聴者の反発が強まり、視聴者の苦情を受けとめるかたちで、公権力の側からなんらかの規制が必要だと動きが強まったことにあった。

放送のもつ影響力の大きさを意識した公権力が、放送を自分たちのコントロール下におこうとする試みは、放送が開始されて以降、洋の東西を問わず行われてきた。しかし、近代民主主義社会では、公権力に対して、メディア側が受け手(読者や視聴者)と手をつないで対抗してきた歴史がある。近代ジャーナリズムの歴史の一側面である。ところが、テレビ放送が開始されて半世紀以上経ち、日本では放送現場のジャーナリズム意識の低下とあわせるように、視聴者のなかに傍若無人な放送への敵意のようなものが膨らんでいる。その典型が、事件・事故の取材に際して周辺住民の迷惑を顧慮せずに集中豪雨的な取材を繰り返す「メディア・スクラム」に対する市民の反感である。

1980年代以降、視聴者のなかで増幅した放送への批判と反感が、「放送・市民」の組み合わせを、放送への法的な規制を求めて、「市民・公権力」という組み合わせに変化させはじめたのである。

BRCは、このような時代状況のもとに誕生した。放送界からみて視聴者のなかにある敵意のようなものは、残念ながら10年経ったいまも消滅していない。視聴者の放送に対する反感を背景に放送の自由を規制しようとする公権力の動きも強まっている。

民主主義社会において、放送の自由と放送局の独立性が強調されるとき、それを守る力となるのは「放送・市民」という組み合わせ

である。「市民・公権力」という組み合わせにはしてはならない。視聴者の放送不信の源流を探るとき、視聴者の放送への信頼回復をはかる回路の一つとして、BRCが大きな役割を担っているのに気づく。

この稿では、このような認識に基づいて、この10年のBRCの活動を検証する。とくに審理結果の整理に重点をおき、現場が求められている倫理基準をまとめておく。

設立への経緯等については拙稿「BRC5年、その軌跡と課題」(2002年)から多くを引用したことをお断りしておきたい。この稿が、放送における人権侵害、倫理違反を少なくするために役立てば幸いである。

## I 「放送と人権等権利に関する委員会機構」の設立

### 1. 設立までの経緯

BROが設立されたのは1997年5月1日であった。BRC(審理委員会)は、BRO(機構)のもとに、その目的を達成するために設置された。

BROは「放送事業者が担う社会的責務を積極的に遂行するとともに、放送による言論と表現の自由を確保し、かつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情に対して、自主的に、視聴者の立場から迅速かつ有効に対応し、もって正確な放送と放送倫理の高揚に寄与する」ことを目的としている。(規約第3条)

そしてBROが扱う事案は、「日本放送協会および日本民間放送連盟会員各社の個別の放送番組に関する、放送法令または番組基準に

かかわる重大な苦情、特に人権等の権利侵害にかかわる苦情(放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況にあり、かつ、司法に基づき係争中でないもの)」(規約第4条)と規定され、苦情申し立て事案に関する審理を行うのがBRCである。

つまり、BROとBRCは、視聴者の立場で放送への苦情に対応し、視聴者の放送への信頼を確保することによって、結果的に放送の自由を守る機関なのである。

BROは、日本放送協会(NHK、以下NHKと記す)と民放各社が放送への視聴者の信頼回復をはかるために自主的につくった組織だが、設立の経緯をたどれば、放送界が積極的につくったものではなかった。自発的、積極的に設置したというより、当時の放送界を取り巻く政治的、社会的状況のもとで設立に追い込まれたのである。

1996年12月、郵政省(現総務省)放送行政局長の私的諮問機関である「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」が報告書を発表した。報告書には、「放送法令・番組基準にかかわる重大な苦情、特に権利侵害にかかわる苦情に関し、視聴者と放送事業者との間で解決が得られなかった場合には、視聴者の放送への信頼を維持し放送の健全な発達を図るため、また、併せて放送による被害者の救済に資するため、放送事業者以外の者に判断を委ねる仕組みを設けること」との記述があり、同時に放送の自由に配慮して、「この問題は言論・放送の自由に関わる問題であり、放送事業者が自ら判断することが望ましく、放送の自主・自立を損なわせる可能性もあり、慎重に検討すべき」との意見

があったことを付記している。

放送内容に関して「放送事業者以外の者に判断を委ねる」との記述は、当然のことながら、放送法第3条の4に定められた「放送番組審議会」とは別の機関を意味しており、放送法第3条の「放送番組は、法律の定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」の精神とは相容れない。付記意見は、放送の自主・自立との兼ね合いで、設置に慎重な意見が懇談会のなかで無視できなかったことを示している。

にもかかわらず、報告書が「放送事業者以外の者に判断を委ねる仕組みを設けること」を求めたのは、当時放送による人権侵害だと批判されるケースが相次ぎ、視聴者の反発が強かったからである。

具体的な例としては、「松本サリン事件報道」がある。これは放送だけでなく、新聞や週刊誌も含めメディア全体が、被害者の一人を犯人視扱いで報道した事件である。

松本サリン事件は、1994年6月に長野県松本市の住宅街で、撒かれた有毒ガスによると思われる中毒で7人が死亡し、60人が病院に運ばれた事件である。地元の警察が第1通報者の自宅を被疑者不詳のまま殺人容疑で家宅捜索したことから、新聞、放送などのメディア各社は第1通報者を犯人視扱いで報道した。のちにこの第1通報者は、犯罪とは無関係だったことがわかり、1年後の1995年6月に、新聞社をはじめ日本テレビ、NHK、TBS、テレビ朝日、フジテレビ、テレビ東京が相次いで第1通報者に謝罪した。

第1通報者がのちに明らかにしたところによれば、「犯人視扱いの報道が始まった時期から無言電話、嫌がらせの電話は8月末まで

に100件を、脅迫状も20件を超えた。加えて、メディアからの取材要請も多い日には50件を超え、その取材を拒否する対応だけで4時間も時間を費やすことになり、とてもまともな生活を維持することはできない状態に追い込まれていった。

メディアによる『張りつき取材』も体験した。自宅の前に記者が椅子を持ち込み待機し、家族の出入りや知人の訪問時にいっせいに写真を撮ったり、マイクを突きつけたりするのだ。これらの行為にはとてもイヤな思いをするし、そのこと自体が脅威に感じられることも多かった<sup>1)</sup>。

事件がオウム真理教による犯行と警察が判断したあとマスコミ各社の謝罪が行われたが、マスコミの謝罪に対して第1通報者は、「もし、私が新聞社に対して訴訟を起こさなかったり、警察に公式な場所にて『(通報者は)事件に関与していない』と表明することを要請しなかった場合、マスコミは謝罪はおろか記事の訂正すらしなかったと思う」と感想を述べている<sup>2)</sup>。

第1通報者が蒙ったような犯罪被害者に対する人権侵害はいまだになくならず、それが「個人情報保護」を名目にした警察の匿名発表を後押しする結果をもたらしている。

また、1995年9月に沖縄県で起きた米兵3人による小学生への暴行・監禁事件に際しては、テレビ局のワイドショー取材班が現地におしかけて、被害者と家族の心情に配慮を欠いた取材をして、沖縄県や沖縄県警などから取材自粛を要請される事態を引き起こしていた。

さらに、1996年2月には、オウム真理教の調査をしていた坂本弁護士に関する未放映の

取材ビデオを、TBSがオウム真理教の関係者に見せていたことが明るみにでた。TBSはいったん否定したが、再度の調査で事実であったことが判明して謝罪し、放送局のモラルが問われる事件となった。

この当時、1996年3月にNHKが実施した「メディアと人権」に関する世論調査では、マスコミ報道が人権を侵害していると感じたことがあるか、との質問に対して、「よくある」が26.2%、「ときどきある」が58.0%で、実に8割以上の人が、メディアの人権侵害を感じていた<sup>3)</sup>。

「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の議論はこのような状況のもとで行われたのであった。この報告は放送界を拘束するものではなく、NHKと日本民間放送連盟（以下、民放連と記す）は放送の自主・自律を維持する立場から、苦情処理には各局が対応すべきとの立場をとり、記者会見などで第三者機関の設立は必要ないと述べていた。

しかし、「政治」が放送界にむける目は厳しかった。自民党内では、メディアを監視するための法的機関を設置すべきだとの意見がでていた。放送界が懇談会の報告を無視できるような状況ではなくなっていた。

この背景には、1993年のテレビ朝日の報道局長発言があった。テレビ朝日の報道局長が1993年秋に開催された民放連の番組調査会で、総選挙報道に際して「非自民の政権が生まれるよう報道せよと指示した」と発言したと新聞に報道され、自民党が強く反発したのである。

局長は国会に喚問され、現場への指示はしなかったと述べたが、影響力の大きいテレビ

報道を規制する必要があるとの意見は、それ以降自民党内には燻っていた。

BRO発足翌年の1998年3月の衆議院通信委員会（現・総務委員会）で、自民党委員は「この機構（BROのこと）は、ご案内のように、平成5年、衆議院選挙に際してテレビ朝日が偏向報道を行った、椿発言事件というのがあります、その後、テレビの中立公平というもの求めて議論された成果が4年越しに実ったということでございます」と発言している。

NHKの川口幹夫会長と民放連の氏家齊一郎会長が1997年1月29日に自民党通信部会の放送・通信産業高度化小委員会（野中広務委員長）に呼ばれ、この席で両会長は「苦情処理機関」を設置する考えを表明した。

そして3月27日に両会長は「放送事業者が担う社会的責務を積極的に遂行するとともに、放送による表現の自由を確保するため、放送への苦情に対して、自主的に、視聴者の立場から迅速かつ有効に対応にあたる任意団体『放送番組に関する苦情対応機関』をできる限り早期に設置する」との基本合意を行い、BRO設立の運びとなったのである。1997年度にBROに参加した民放局は190局である。音楽専門局などを除いて民放連に加盟するすべての一般放送局であった。

「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の報告書では、視聴者からの苦情に対応する機関としては、

- ① 公共的な機関、
- ② 放送界の自主的な組織、
- ③ 法律の規定を基に放送事業者が設置する機関、

の3形態が具体的に提起されていたが、放送

界は自主的な任意機関を選択した。自主的な機関の場合は、苦情処理にあたって視聴者と放送局側の利害が対立するものであることを考えれば、視聴者の信頼を得るためには、少なくとも審理機関を第三者機関にする必要があった。

先に記したように、BROは規約第3条で、自主的に視聴者の苦情に対応することによって放送の自由を確保することを明確にし、その上で、視聴者の立場から苦情を審理するとのスタンスを規定している。また、名誉毀損等の訴訟審理がかなり長期間かかることを意識し、迅速に対応するとして、視聴者救済のために可能な限り短い期間で審理結果をだすことを明らかにしている。

BROが扱う苦情は、放送の自由と各局の編集権を尊重する立場から、あくまで放送された番組で、BROに持ち込む前に、苦情申立人が局側と協議して不調に終わった事案に限定した。つまり、苦情処理はあくまで放送局の責任で行うことを求めたのである。もちろん放送前であっても、取材段階での明白な人権侵害については苦情を受け付けている。

BROが受け付けた視聴者からの苦情の審理を行うのがBRCであった。BRCの第三者性を明確にするため、BRC委員の選任のために「評議員会」が設置された。原案の段階では、評議員会はBRCの業務を掌握することになっていたが、BRCの独立性を高めるために、委員の選任だけを行うことになった経緯があった。

評議員は5人。いずれも放送界以外の人で、伊藤正巳（東大名誉教授・元最高裁判事）、生田正輝（慶大名誉教授）、堤清二（セゾンコーポレーション会長）、西澤潤一（東北大

名誉教授）、平岩弓枝（作家）の各氏であった。第1回評議員会は1997年5月22日に開催され、議長に伊藤正巳氏を選任した。BRCの委員は「7名以内で構成する」予定であったが、具体的な選任の過程で8名となった。

8名の委員は1997年5月29日に最終的に決定され、伊藤議長が記者会見で発表した。委員は、社会心理学・政治心理学の専門家で東洋英和女学院大学教授の鮎戸弘氏、東大元総長で「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の座長を務めた理化学研究所理事長の有馬朗人氏、ジャーナリストの大宅映子氏、弁護士で元最高裁判事の佐藤庄市郎氏、弁護士で言論法専門家の清水英夫氏、メディア法の専門家で神奈川大学短期大学部教授の田島泰彦氏、東京工大名誉教授で言語文化などの評論家の芳賀紘氏、日本弁護士会連合会人権擁護委員会委員の渡邊真次氏の8名であった。

第1回委員会は1997年6月9日に開催され、委員長に有馬氏、委員長代行に清水氏と佐藤氏が互選された。BRCの委員が決まり、BROが苦情受け付け業務を開始したのは1997年6月11日であった。NHK会長と民放連会長の基本合意から3か月も経っていなかった。慌しいスタートであった。委員会の運営規則もできていなかった。BRCの有馬委員長は発足後の記者会見で「運営の仕方は走りながら考えていきたい」と述べた。

このようにBROは政治的圧力の下での慌しいスタートであったが、日本の放送界にとって画期的な試みにはちががなく、NHKでは6月11日、放送総局長名で「番組基準ハンドブック、NHK放送ガイドラインを精読して取材・制作の基本や放送倫理について深く理

解させるとともに，放送への苦情に対して，責任をもって対応するよう」要請する文書を部局長宛に出している。

また，民放連も6月18日に，放送基準審議会議長名で加盟各社の代表者宛に「視聴者からの苦情を第一義的に受け付けるのは個々の放送事業者の役割であり，これまで以上に放送倫理マインドを徹底してほしい」との趣旨の文書を出している。民放連が人権尊重などを定めた「報道指針」を制定したのは，6月19日であった。

## 2. BRC運営規則の制定

BRCが審理する視聴者からの苦情をどの範囲までとするのかを決めるのが，BRCの最初の課題であった。視聴者からの苦情は広範囲にわたることが予想された。申し立ては直接の被害者からだけでなく，第三者からも寄せられるケースが考えられた。直接の被害者であっても，身柄を拘束されていたり，未成年者であったりすれば，訴えたくても訴えられない場合もある。個人だけでなく，会社や団体からの苦情も予測された。寄せられた苦情をすべて審理することは態勢的に不可能であった。

BRCの議事に関しては，BRO規約第25条3項に「委員会の議事は，別途定める内規による」と規定されていたが，スタート時には内規はまだなく，8名の委員の実質的な議論のもとで，内規が「運営規則」として具体化されていった。

3回にわたる委員会での議論の結果，なにを受け付けるかの「苦情取り扱い基準」として，運営規則第5条が次のように定められた。

① 名誉，信用，プライバシー等権利侵害

に関するものを原則とする。

- ② 放送前の番組にかかわる事項および放送されていない事項は原則として取り扱わない。ただし，放送された番組の取材過程で生じた権利侵害については，委員会判断で取り扱うことができる。
- ③ 審理の対象となる苦情は，放送された番組に関して，苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況になっているもので，原則として，放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対して申し立てられ，かつ1年以内に委員会に申し立てられたものとする。
- ④ 裁判で係争中の問題は取り扱わない。また，苦情申立人，放送事業者のいずれかが司法の場に解決を委ねた場合は，その段階で審理を中止する。
- ⑤ 苦情を申し立てることができる者は，当分の間，その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする。
- ⑥ 放送番組制作担当者個人に対する申し立ては，審理の対象としない。
- ⑦ CMに関する苦情は，原則として扱わない。

BROの規約第4条には，「人権等の権利侵害にかかわる苦情」を審理すると規定されているが，BRCはこの条項の「人権等」について，名誉，信用，プライバシー等の権利侵害に関するものとした。苦情の申し立ては，被害を蒙った個人または直接の利害関係者に限定し，企業や自治体，政党など体力のある者からの苦情は取り扱わないことになった。こ

の条項に「当分の間」とあるのは、訴訟に持ち込む力がないような立場の弱い団体からの苦情は取り上げる必要がある、将来態勢が整備された段階では、このような団体からの申し立てにも門戸を開きたいという委員会での議論の結果によるものであった。

審理の対象となる苦情は放送済みの番組（ニュースを含む）に限られ、BRCに苦情を申し立てるまでに、放送局と申立人との間で協議が整わなかった事案となった。放送の自由、放送局の編集権の独立、放送局の自主・自律を守る立場から当然のことである。

しかし、委員会は例外として、放送された番組に権利侵害がなくても、取材過程で生じた権利侵害については審理の対象とした。これはメディア・スクラム、いわゆる集团的過熱取材等による被害や、取材目的を偽っての取材による被害等を考慮したためであった。これについては、視聴者から直接の苦情がなくても、委員会が視聴者に代わるかたちで問題提起をすることができる規定になっている。

さらに、重大な権利侵害があったと考えられるのに、申し立てができない状況にある被害者を救済するために、視聴者から申し立てがなくとも委員会判断で、審理ができるように決めた。これは、BRCが放送界の自主機関として自ら前向きに責任を果たして行こうとの決意の表れであった。

また委員会は、裁判で係争中の問題は取り扱わないと決めて、あくまで自主的な民間の機関としての立場、機能を明確にした。しかし、審理結果がでたあとで、申立人が訴訟に持ち込むことは制限していない。

BRCは、審理結果を「勧告」あるいは「見解」として、審理経過を含めて、申立人と放

送局の双方に通知するとともに、公表することにした。そしてBRCは、審理結果を当該放送局に放送することを求めることができるようにした。

「勧告」と「見解」の相違については、運営規則に明文化されていない。この点についてBRCは、「勧告」は「申し立て内容を審理した結果、権利侵害などが認められる場合にだすもので、放送局に適切な措置を求めるなど、放送局になんらかの義務が生じるもの」であり、「見解」は「権利侵害とまではいかないが放送倫理上問題があり、放送局に善処方を要望するレベルのもの」と「放送局側に問題があるとはいえないもの」と説明している。

BRCが初めての審理事案であった「サンディエゴ事件」の審理結果を公表したときに、委員長代行（当時）の清水英夫氏は「勧告と見解がどう違うのか、規約は明示していないが、常識的な解釈として、勧告は事実上の強制力をもつもので、見解より重い要請と考えられる。しかし、重要なのは勧告か見解かという形式上の問題ではなく、決定文書の中になにが書かれているか、ということである」と述べている。

しかし、その後の経過をみると、放送局は「勧告」は重く受けとめるが、「見解」のときは「ほっとする」傾向があり、委員会が審理結果を公表したときに、「見解でほっとするのではなく、放送倫理違反があったときには、そのことを放送局は重く受けとめて欲しい」とあえて言及したこともあった。

運営規則によれば、審理にあたってBRCは、苦情申し立てのあった番組の放送済みのテープその他の関係資料の提出を当該放送局



に求めることができるとし、委員会が必要と認めた場合は、申立人にも放送済みテープの視聴を認めている。さらに、放送局と申立人からの事情聴取は、委員会が相当と判断した場合には公開することができ、委員会審理に関する議事録の公開を義務づけている。また、審理結果が多数決で決定された場合、少数意見をつけることができるとしている<sup>4)</sup>。

これらの規則は、「委員会は放送局寄り」との批判を少なくするために、放送局の権利を多少制限しても、審理の透明性を高め、問題点をより明確にして、視聴者の納得性を高めんがための措置であった。

一方で運営規則は、放送局が持つ編集権を尊重する立場を明確にしている。つまり、BRCは審理にあたって、放送局に強制する立場をとっていない。法定機関ではなく、あくまで自主的な第三者機関の立場を貫いているのである。

たとえば、審理にあたってBRCは当該放送局に事情を聴くほか、当該番組のテープや関係資料等の提出を求めることはできるが、あくまで「提出を求める」のであって、提出するか否かの判断は放送局に委ねている。審理結果についても、委員会は審理結果を放送することを「当該放送局に求めることができる」だけであって、放送するかしないかの判断は放送局に委ねられている。つまり、規則上は、放送局の編集権に委ねているのである。

しかし、NHKと民放連はBRO設立に際して「放送事業者は審理結果を重く受けとめ、自主的に対応する」と確認しており、さらにBRCの判断を尊重することを明らかにしているところからすれば、委員会決定は加盟放送局にとって実態的には強制に近い力を持つと

いえるだろう。

いずれにしろ、放送局側がBRC決定を尊重しなければ、自主的な第三者機関で視聴者の苦情を審理するシステムは崩壊する。後述するが、アメリカでは、新聞を対象にした苦情処理機関が一部新聞社の非協力的態度によって10年で崩壊した例がある。

BRCは、ここ10年の経過をみれば、当該放送局はすべて審理結果を放送しており、当該放送局以外の放送局も、放送倫理違反があったとされた場合などは審理結果を放送している。

### 3. BPOへの展開

BROは「放送番組向上協議会」と統合され、2003年7月1日から「放送倫理・番組向上機構」(Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization, 略称: BPO, 以下BPOと記す)に衣替えした。

「放送番組向上協議会」は1969年に設立され、「放送番組委員会」では一般的な放送番組や放送倫理を取り扱い、「放送と青少年に関する委員会」(以下、「青少年委員会」と記す)では青少年保護の立場から視聴者の苦情を受け付け審理していた<sup>5)</sup>。

視聴者からの苦情は、人権侵害等だけでなく、青少年への悪影響を心配する苦情など広範囲にわたっているが、人権関連はBRO、青少年関連は「放送番組向上協議会」で個別に受け付けてきた。このため、視聴者からはわかりにくいとの批判もでていた。

衣替えは、苦情受け付け窓口を一本化して視聴者にわかりやすくするためと、両組織を統合して効率運用をはかり、事務局機能を強化する目的で行われた。

NHKと民放連は2003年2月17日に基本合意書に調印したことを公表した。実際にスタートしたのは2003年7月1日であった。

基本合意書には、「放送倫理のさらなる向上に努め、視聴者により信頼される関係を築くため、まず放送局自らが視聴者の意見を真摯に受け止める」と記し、放送局が視聴者と真剣に向き合うことで、信頼を得たいとしている。

そのために、衣替えでは視聴者に素早く対応するための態勢整備に重点がおかれた。具体的には、3委員会のスタッフ機能が強化され、BRCの調査役は従来の4名に加え、弁護士等の法律専門の調査役がおかれた。「青少年委員会」の調査役は1名増員されて2名となり、「放送番組委員会」の調査役も1名増えて3名となった。

BPOの発足で、苦情受け付け体制は常時4名体制となり、視聴者は人権問題であれ、青少年問題であれ、低俗な番組への苦情であれ、BPOに申し出ればよいことになった。

態勢強化とともに、新しい機構が第三者機関としての機能を強化するために、BRC、「青少年委員会」、「放送番組委員会」を、それぞれ独立した第三者機関とした。旧組織「放送番組向上協議会」の「委員推薦委員会」の業務はBROの評議員会に引き継がれ、3委員会の委員をすべてこの評議員会で選任することになった。

そして、BPOには理事長ポストを新設し、理事長は放送事業者とその関係者以外から選任することになった<sup>6)</sup>。

BPOと放送局との関係について基本合意書は、「NHKと民放連加盟各社は、3委員会の

独立性を妨げることなく円滑な委員会運営に協力し、その活動内容を視聴者に広く周知するとともに、3委員会から指摘された放送倫理上の問題点については、当該放送局が改善策を含めた取り組み状況を委員会に報告し、放送倫理の改善を図る」としている。民放連加盟各社は、各委員会から放送倫理に関して問題を指摘された場合、指摘内容を放送するだけでなく、改善のための具体的な取り組み状況を3か月以内にBPOに報告することになった。NHKもこれに準じている。

各放送局は従前にも増して3委員会の指摘を重く受けとめざるをえなくなった。この規定は、加盟する組織がBPOを支えなければ、この第三者機関は崩壊するという自主組織の弱さを放送界自身が、状況の厳しさのもとで危機感をもって認識していることの裏返しだといえよう。

## II 外国の苦情処理機関

BROが発足にあたって参考にした部分が少なくないことからわかるように、メディアによる権利侵害に対する苦情処理機関の活動は、欧米の方が日本より早かった。新聞にくらべて放送は後発のメディアであり、苦情処理機関への取り組みは新聞など活字メディアで行われ、後に放送がこれに参加するかたちで進行した。

外国の制度との比較がこの稿の趣旨ではないので、ここではイギリス、スウェーデン、アメリカに絞って簡単に外国の苦情処理機関の経緯と取り組みについてふれておきたい。

## 1. イギリスのプレス苦情委員会

イギリスでは新聞・雑誌の活字メディアに対する読者の苦情を受け付ける機関「プレス・カウンシル（プレス評議会）」が誕生したのは1953年であった。この組織は業界の自主規制機関で、新聞の経営者団体などが運営資金を拠出した。プレス評議会の目的は、苦情処理と同時に報道の自由の確保であった。

プレス評議会の評議員は、半数は業界から選出され、半分が市民代表であった。苦情の申し立ては、新聞・雑誌が倫理違反をしたと感じた読者なら直接の被害者でなくとも手紙で苦情を事務局に訴えることができた。事務局は、苦情を当該新聞等に取り次ぎ、事務局を介して双方が協議し、協議が整わなかった場合に、プレス評議会のなかに設置されている苦情委員会で審理されることになっていた。審理結果は、全体評議会にかけられ、裁定がでる仕組みであった。

しかし、手続きが面倒なうえ、苦情申立人はメディア側の倫理違反を自ら立証しなければならなかった。また、評議会の裁定が下されても、当該の新聞でさえ小さな記事でしか扱わず、苦情の救済が十分とはいえなかった。なかには裁定を紙面で批判する新聞もあった。さらに、プレス評議会は、新聞等が守るべき「倫理基準」をなかなか策定しなかった<sup>7)</sup>。

一方で、新聞等によるプライバシーの侵害などの人権侵害は1980年代に拡大して社会問題となったが、プレス評議会は十分に機能せず、1990年に政府が設置した「プライバシーおよび関連事項に関する委員会」は、プレス評議会の廃止と新たな苦情処理機関の設置を勧告する報告書をまとめた。

報告書のなかには、自主規制機関が機能しなければ法定機関を設置することが盛り込まれていたため、新聞・雑誌業界は慌てて、自主的な新たな苦情処理機関「プレス苦情委員会」（Press Complaints Commission 略称：PCC、以下PCCと記す）を1991年に設置し、プレス評議会は廃止された。

PCCは苦情処理だけを扱う機関とされ、苦情の申し立てができるのは直接の被害者に限定された。ただし、公共の利益を大きく損なうとPCCが判断した事案に関しては第三者からの苦情を受け付けることができた。

新聞業界は倫理綱領ともいべき「実施綱領」を制定し、苦情の解決のために迅速にPCCに協力すること、綱領の条項に違反しているとされた場合はPCCの裁定文を適切な大きさと紙面に掲載することをそのなかに盛り込んだ。

PCCは「実施綱領」の具体的な条文に違反しているかどうかを裁定の基準とした。「実施綱領」の主要な内容は以下のとおりである。

- ① 記事は正確でなければならず、重要な誤りがあったり歪曲された記事が掲載されたりした場合は迅速かつ目立つかたちで訂正しなければならない。
- ② 不正確な記事に対しては公正な反論の機会を与えなければならない。
- ③ 脅迫や嫌がらせ、執拗な追いかけによって、情報や写真を入手してはならない。
- ④ 本人の同意なしに私生活を公表する場合には、公共の利益でもって説明されなければならない。
- ⑤ 深い悲しみや精神的打撃を受けている人への取材には、十分な思いやりと分別が必要である。

- ⑥ 被害者、目撃者を問わず、性犯罪に関する事件に巻き込まれた16歳以下の子どもの身元を特定してはならない。
- ⑦ 犯罪報道において、同意なしに有罪の確定犯あるいは容疑者の親戚や友人の身元を明らかにしてはならない。
- ⑧ 人種、皮膚の色、宗教、性別や性的傾向、病気、障害について、差別を助長するような言及は避けなければならない。
- ⑨ ジャーナリストは、情報源を秘匿する義務がある<sup>8)</sup>。

これらの内容は至極当然のことで、いまの日本でも求められていることである。

プレス評議会からPCCにいたる経緯を述べたのは、放送が新聞・雑誌にくらべて後発メディアであり、イギリスでもこうした新聞・雑誌の苦情処理対応をベースに放送の苦情処理機関が進展してきたからである。

放送界では1981年に、番組で不公正な取り扱いをされたり、プライバシーを侵害されたりした視聴者からの苦情に対応する機関として放送苦情委員会（Broadcasting Complaints Commission 略称：BCC）が設立された。さらに、放送番組における暴力や性描写、低俗な番組に関する視聴者からの苦情に対応するため「放送基準評議会」（Broadcasting Standard Commission 略称：BSC）が任意機関として1988年に制定され、2年後に放送法に基づく機関に改定された。そして、この両組織が1996年放送法で統合され、新たなBSCとして1997年から活動を開始した。放送はもともと電波の希少性から法による規制が当然とされていたことから、苦情処理機関も法に基づいて設立された。

1981年にスタートしたBCCは、実際に放送

された番組で、

- ① 不当または不公正な取り扱いを受けた事案、
  - ② 素材の入手に関するプライバシーの侵害、
- などに関する苦情を審理し、裁定する機能を有していた。

審理にあたってBCCは、番組を視聴したり、台本の提供を求めたりする権限ももっていた。苦情申立人にも録画を視聴する機会が保障されていた。

BCCは、裁定結果の要約を指定した方法で一定期限内に公表するように当該放送局に要求する権限ももっていた。具体的には、裁定結果の要約を業界誌に掲載するとともに、当該放送局で放送するように命じることができた。

イギリスBCCの権限はいずれも放送法で規定されていたものであった。BCC委員は国務大臣が任命した。こうした点が自主的な機関である日本のBRCとのちがいである。

1996年の放送法改定で、暴力や性描写、品位に関する苦情を受け付け審理していたBSCとBCCが統合され、1997年に「放送基準委員会」（新たなBSC）が発足した。プライバシーの侵害を防ぐための新たな基準が設けられたが、統合されたあとも、両機関は基本的にはそれぞれの枠組みを維持しながら、個別に審理にあたってきた。

新たなBSCは2003年、独立規制機関である「放送通信庁」（Office of Communication 略称：Ofcom）の発足にともなって、「放送通信庁」に組み込まれ、その業務が引き継がれた。

## 2. スウェーデンの報道評議会

苦情処理の先進国といわれるスウェーデンで報道評議会が設立されたのは1916年、90年も前のことである。出版経営者と新聞発行者協会，それに現場のジャーナリストが加盟する職能ユニオンによって設立された。

スウェーデンの報道評議会は，記事を公表する場合の基準やジャーナリストとして守るべき職業倫理などを独自に制定しながら，報道による人権侵害を防ぐ努力を積み重ねてきた。

1974年には，テレビ・ラジオ局と雑誌社が報道評議会の「倫理綱領」に署名し，評議会の「倫理綱領」は，すべてのメディアをカバーすることになった。これを受けて1978年には，すべてのメディアが参加して「スウェーデン・プレス評議会」が設立された。この評議会には，出版，新聞，ラジオ，テレビの経営者団体と現場のジャーナリストで構成されるジャーナリスト協会が参加しており，経営者と現場が協力して報道倫理を守ろうという組織であった。

1995年に採択されたスウェーデン・プレス評議会の倫理綱領は，まず基本的な考えとして，プレス自由法と憲法が保障する表現の自由のもとで，ニュースの送り手は公的な事象の監視者として，最大限の自由がなければならないとする一方で，送り手には報道による個人の被害を保護する義務があると規定する。そして報道倫理は，ジャーナリズム上の義務を実行するにあたって，個々のジャーナリストが責任ある態度を保持するためにあり，倫理綱領の諸規則が形式的に守られていけばよいというものではない，としている。

倫理綱領には，イギリスや日本のメディアの倫理規定やジャーナリスト個人がもつべき倫理観とくらべてみても，特別のことが規定されているわけではない。以下主要部分を列記しておこう。

- ① ニュースは正確でなければならない。
- ② ニュース源に対しては批判的であること。
- ③ 写真を使用する場合は出所を明確にすること。
- ④ 申し立てがあれば，誤報は訂正すべきである。もとの報道に反論したい人には，正当であるなら反論の機会を与える必要がある。
- ⑤ プライバシーの侵害には注意すること。
- ⑥ 自殺または自殺未遂事件では，親族の感情への配慮，プライバシー尊重の立場から，細心の注意を払うこと。
- ⑦ 犯罪および事故の被害者には，常に最大限の配慮をすること。
- ⑧ 人種や国籍，職業，政治的信条，宗教観などが，そのニュースにおいて重要な要素でない場合，これらを強調しないこと。
- ⑨ 容疑者は，有罪が立証されるまでは推定無罪であることに留意すること。報道した事案に対する最終的な結果は報道しなければならない。
- ⑩ 公共の利益に合致しない限り，実名報道を自粛すること。匿名報道においては，問題の人につながるような写真，職業，地位，年齢，国籍，性別などの詳細を公表しないこと。
- ⑪ 実名と写真報道のすべての責任は，その発行者にある
- ⑫ ジャーナリストは，編集幹部以外の何人からも自分の仕事に関して指示を受けて

はならない。

- ⑬ 自分または他人の利益を目的にジャーナリストの地位を利用してはならない。
- ⑭ ジャーナリストは自らの信念に反して報道したり、屈辱的な任務を遂行するように命じられたりしないことに留意すべきである。
- ⑮ インタビューに慣れていない者に対しては、公表目的なのか、単なる聞き込みなのかを当事者に知らせなければならない。
- ⑯ 事故や犯罪にかかわる場合には、写真撮影と写真の入手には十分な配慮をしなければならない。
- ⑰ 正当な報道を妨害しようとしたり、制限しようとしたりする外部の圧力に屈してはならない。
- ⑱ 報道内容が主として他の情報に依拠している場合、その出所を明示する<sup>9)</sup>。

少し詳しく書いたが、匿名報道を除いて、これらの規定は日本でも当然とされていることである。BRCは、スタート時にこのような倫理基準をつくらず、審理結果の積み重ねによって綱領的な基準をつくり上げていく方針を選択しているが、BRCの審理でもここに記したような規定に対する違反が度々指摘されてきた。

スウェーデンの報道評議会の委員はメディア団体と市民から選出され、市民代表は議会オンブズマンと弁護士会会長が任命する。委員は消費者や労働者、商工団体などの代表者らが幅広く選ばれている。議長、副議長には裁判官経験者が就任することになっている。

報道評議会は、読者や視聴者から苦情の訴えがあれば、当事者から事情聴取をするなど

調査を行い、記事が報道基準に違反していると判断した場合には裁定文をだして、その掲載を当該新聞社に命じることになっている。課徴金の支払いを命ずることもできるが、この課徴金は申立人や国庫に払われるのではなく、報道評議会に払われることになっている。

放送の場合も制度的には同じで、綱領違反の申し立てがあった場合には「スウェーデン放送審議会」が、新聞における報道評議会と同じ役割を果たしている。

スウェーデンの「報道評議会」制度が世界的にも評価されているのは、表現の自由を守る法律と徹底した情報公開制度が、メディアの自由な活動を支えていることが背景にある。

スウェーデンでは1776年に「出版の自由に関する法律」が制定された。この法律は、世界で最初に出版の自由を保障するとともに、公文書の公開を定めている。その後改定されて、完全に出版の自由が保障されるようになったのは1812年のことだから、実に200年近く前のことになる。

この法律は、一般の法律と異なり、改正にあたっては選挙をはさんで議会で2度議決しなければならないとされている。つまり、改正案が一度議会で可決されても、その改正の是非を民意に問い、新たに選出された議員による再度の可決が必要とされている。表現の自由に、強い制度的保障を与えているのである。

この法律の柱は、

- ① 検閲の禁止、
- ② 公文書公開の原則、
- ③ 編集責任者の全責任制、
- ④ 取材源の秘匿、
- ⑤ 公権力による情報の出所の探索禁止、

である。

公文書はかなり細かいものまで公開しなければならぬし、情報の出所を探索することが禁止されているので公務員から情報を取ること日本にくらべて容易だといわれている。

### 3. ミネソタ報道評議会

アメリカでは、報道に対する読者の批判が高まり、1960年代の終わり頃から70年代にかけて報道倫理への関心が高まった。受け手からの苦情に対応する機関として、報道評議会設立の必要性が議論され、1973年に「全米報道評議会」が設立された。この評議会は、アメリカの政治・経済問題等の研究を行う非営利団体「20世紀基金」が設立したもので、政府からは独立した組織であった。評議会はメディアの不正確な記事や公正でない報道等に対する受け手からの苦情を受け付け、審理を行うことを業務とした。審理の対象となるのは、全国規模の新聞、雑誌、ネットワーク・テレビ局、通信社、それに全国にニュースを提供している新聞に限定されていた。地方紙やローカルテレビ局の記事や番組は、全国規模でないという理由で、審理対象とされなかった。

評議会の審理委員は市民代表9名とメディア代表6名で、市民代表の方が多かった。裁定の公平性を確保するために、審理対象とされたメディアの代表は、委員であっても苦情審理を行う委員会のメンバーには就任できなかった。

評議会の審理結果は、当該の新聞やテレビ局が、紙面に掲載したり、放送したりしなければならぬと規定されていた。しかし、評議会は新聞社や放送局への強制力はもってい

なかった。

評議会活動は、ニューヨーク・タイムズなど有力紙が報道の自由の規制につながりかねないとして反対したため十分に機能せず、結局10年後の1983年に活動の幕を閉じざるをえなかった。

いかなる規制からも自由でありたいとするアメリカの報道の精神風土は、業界の自主的な規制機関の存在も嫌ったが、こうしたなかで、アメリカ中北部、カナダ国境に接するミネソタ州の報道評議会は、機能して効果をあげている代表的な組織だといわれている。

イギリスやスウェーデンでは、倫理綱領の内容を中心に紹介したので、ここミネソタ州の報道評議会については、手続き面を中心に簡単に紹介しておこう。

ミネソタ州の報道評議会は読者からの苦情処理機関として1971年に発足した。当初は新聞報道だけが対象だったが、1978年に放送メディアが参加し、放送に対する苦情の審理を開始した。名称は1980年に、それまでのMinnesota Press Council から Minnesota News Council に改称された。

評議会の審理委員は市民から12名、メディアから12名、あわせて24名であった。ミネソタ報道評議会が、読者や視聴者から苦情を受け付ける最初の条件としているのは、まず苦情申立人が当該メディアと直接協議することである。両者の協議が整わなかった場合に初めて評議会レベルの問題となる。審理に入るかどうかは、評議会の苦情委員会が判断することになっている。審理に入る基準は、ニュースまたは論説の公正さ、正確さ、倫理にかかわるジャーナリズムの慣行を対象とした苦情である。

苦情申し立てができるのは、報道で直接被害を蒙ったとする個人または団体か、苦情申立人より指名された第三者に限定されている。しかし、直接の被害者でなくともその訴えが一般市民の利益にかかわると判断された場合は、苦情委員会の裁量によって苦情が受け付けられることがある。

裁判との関係では、苦情を申し立てる者は裁判を起こさないことを誓約しなければならない。審理に際して提供された情報や裁定結果が裁判で利用されないためである。裁判で利用されるおそれがあるなら、メディアは報道の自由の確保との兼ね合いで、内部資料をださなくなるからである。当然のことながら、裁判で係争中の問題についても扱わないことになっている。すでに書いたが、日本のBRCも係争中の問題は扱わない。しかし、審理のあと苦情申立人が訴訟に持ち込むことを制限してはいない<sup>10)</sup>。

苦情を審理する場合には、苦情申立人とメディア側、それに苦情委員会のメンバーが参加して「公聴会」が開催される。しかし、「公聴会」が開催されるまでには30日間の猶予があり、この間に苦情申立人とメディアは再度協議しなければならない。報道の自由を重んじ、双方の協議による自主的な解決を期待してのことである。

「公聴会」では、双方は互いに主張しあい、審理委員が裁定結果をだす。裁定結果は、プレス・リリースされるが、当該の新聞、放送で、掲載または放送されることになっている。

しかし、強制力は一切ない。ルール上は、メディア側は「公聴会」に参加しなくともよい。裁定の結果を紙面に掲載したり、放送したりしなくともよい。あくまで当該メディア

の判断に委ねられている。しかし、ミネソタ報道評議会が機能しているのは、メディア側が評議会の審理結果を尊重しているからである。

財源は寄付金で賄われており、新聞協会や各メディア、財団、企業からの寄付金のほか、個人からの寄付金も受け付けている。

ミネソタ報道評議会の最大の目的は、苦情があった記事や番組の是非を審理することではなく、あくまで一般市民とメディア側を同じテーブルに着かせて問題を話し合わせることにある。対立する両者を裁くことではなく、話し合いによって両者が理解しあうことで、報道の自由を守る風土を熟させることにある。

イギリスやスウェーデンとは異なり、評議会自身はメディアやジャーナリストが守るべき倫理綱領を策定していない。

### BRCの判断基準

BRCは、視聴者と放送局をつなぐ機関として、視聴者から放送による権利侵害等に関する苦情を受け付け、ときには斡旋で解決をはかり、ときには審理事案として取り上げて審理してきた。

BRCの審理結果は、原則として、放送された番組に人権侵害、権利侵害があった場合には「勧告」、権利侵害とまではいえないが放送倫理違反があった場合と番組に問題がなかった場合は「見解」というかたちで、明らかにされる<sup>11)</sup>。

では、BRCが審理にあたって判断の基準とするところはなにか。これはBRC発足当時から課題であった。発足時にBRC内で、イギ



リスやスウェーデンのように基準を明確にして判断すべきであるとする意見と、苦情が申し立てられるケースはさまざまであり事前に基準を作成するのは困難だから、個々の事案を審理するなかで判断を積み重ね、判例法的に基準が形成されるべきとの意見があった。結果的には後者を採用して今日に至っている。

BRCは、発足9年目の2005年11月に、9年間16事案25件の審理の積み重ねをふまえ、「BRC判断基準2005」をまとめて公表した。BRCは2003年5月に「BRCの判断～6年間の記録」をまとめている。「BRC判断基準2005」は、6年間の記録にその後の3年間の審理結果を加え、BRCの判断基準を、取材段階から編集、放送、名誉毀損・プライバシーの侵害等、訂正・お詫び等の名誉回復措置、BRCの責任、の6パートに分けてまとめている。この他、メディア・スクラムへの自粛要請やBRCの審理と裁判との関係、総務省の行政指導、などに関するBRCの考え方を明らかにしている。

「BRC判断基準2005」のあと2006年9月までに5件の審理が行われている。その審理結果を含め、BRCの判断のよりどころを検証すれば、判断基準がここまでの審理の積み重ねによって着実に形成されていることに気づく。イギリスやスウェーデンの倫理綱領とも十分に比較しうるレベルである。

あえていえば、ここままで基準がないのは差別に関する問題と政治的公平の問題ぐらいであろう。

10年目を迎えた節目にBRCの判断基準を整理しておきたい。

## 1. メディア・スクラムへの警告

BRCが受け付ける視聴者からの苦情は放送済みの番組で、視聴者と放送局の協議が整わなかった問題に限定されている。したがって取材段階での権利侵害や放送倫理違反は、その番組が放送されなければ、原則として取り上げられることはない。

しかしBRCは、放送される前の取材段階での問題点として、発足当初からいわゆるメディア・スクラムを取り上げ、メディア側に自粛を要請している。

メディア・スクラムに関してBRCは、1998年3月に最初の審理事案であった「サンディエゴ事件報道」についての審理結果を公表したとき、委員長談話のなかで「活字媒体を含む集中豪雨的な報道の中で、あたかも、申立人が疑惑の人物のような印象を与えかねないものがあったことや、申立人及びその周辺に対する激しい取材活動などを総合的に考えると、申立人の怒り、憤りもよく理解できるところである」と述べ、メディア・スクラムを批判している<sup>12)</sup>。

1999年12月にBRC委員長談話としてだされた「『桶川女子大生殺害事件』取材についての要望」でも、犯罪被害者に対するメディア・スクラムを批判している。この要望は、被害者の家族から次のような苦情が寄せられたのを受けてだされた。

「家の前に大勢の取材陣が群がり、家族の姿が映し出され外出もできない状況で、生活に支障をきたしている。殺害された娘の写真が度々放送され、家族の写真は映さないでほしいと頼んでも聞き入れてくれない。我が家の映せるところは全てさらけ出し、家族には

小学生や大学受験を控えた子供もいるのに、話を聞かせてほしいと執拗に迫る。近所にも迷惑をかけ、このままではここに住んでいられなくなってしまふ。被害者であるにもかかわらず、何でこれほどいじめられなくてはならないのか。被害者に自殺でもしろというに等しい」。

この苦情に対してBRCは、「事件報道の際に度々指摘されることであるが、今回も犯罪被害者の立場に十分な配慮をせず、被害者家族に二次的な被害が及んでいる事態が生じていること」を憂慮し、「事件の真相を解明するための取材が必要であることはいうまでもないが、今後の取材に当たっては、上記の家族の声を真摯に受け止め、被害者及び家族のプライバシーを侵害することのないよう節度をもって当たること」を強く要望した。

メディア・スクラムの被害を各方面から指摘される度に、メディア界は自粛を協議するのだが、新聞、放送、雑誌など媒体が分かれているためになかなか機能せず、この10年でもかなり自制が進んだとはいえ、まだまだ社会的な批判を受けることがなくなったわけではない。

特異な事件ともなると、各メディアが現場に殺到する。秋田県藤里町で2006年5月に小学生が他殺体で発見された事件では、地元の警察から事件関係者としてマークされていた女性からBPOに「テレビ、新聞、雑誌等メディア各社の猛烈な取材攻勢に見舞われ、生活を脅かされている。何とかして欲しい」との訴えが寄せられた。この女性によれば取材攻勢が激しくなったのは小学生の遺体が発見されて以降のことで、「自宅とその周辺は各社取材陣の数十台と思われる車に取り囲まれ

自宅には住めず、避難先の実家も取材攻勢にあつて外出もままならない。窓は開けられず、職場にも取材陣がつきまとう現状だ」とのことであつた。

BRCは放送各局に対し、「真相究明を急ぐあまり過剰取材に陥り、本件事案の取材対象者のプライバシーを侵害することのないよう、節度をもって取材に当たることを強く要望します」との要望書をだした。

この女性はのちに事件の容疑者として警察に逮捕されたが、BRCも女性から訴えがあつた時点で、女性に容疑がかかっていることを承知していた。しかし、取材対象がたとえ容疑がある人物であっても、人権侵害があつてならないのは当然のことで、BRCは現地での節度ある取材を求めたのであつた。

しかし、雑誌も含めた現場の取材クルーにすれば、横並びの取材申し合わせになることを警戒する声は少なくなく、メディア・スクラムによる人権侵害をなくす努力は今後とも継続される必要がある<sup>13)</sup>。

## 2. 取材段階での倫理基準

日本では憲法第21条で「表現の自由」が認められており、報道の自由もこの「表現の自由」に属すると考えられている。「表現の自由」を保障するプロセスとして、取材活動の自由も認められている<sup>14)</sup>。

しかし、憲法が保障しているといっても、なにをしても許されるというわけではない。その報道が民主主義社会において、住民が自分たちの社会をよくしていくための判断に資するための情報を提供し、「住民の知る権利」に奉仕する場合においてのみ、取材の自由も憲法21条の保障のもとにある。つまり、正し

い情報で「住民の知る権利」にこたえようと  
するとき，取材の自由が尊重されるのである。

BRCは以下のように指摘する。

- ① 取材にあたっては，被取材者への取材趣旨の説明を，明確かつ懇切にしなければならない。取材される側の多くは取材されることに馴れていない。にもかかわらず，被取材者の立場に十分な配慮をすることなく，取材がすすめられることが少なくない。ニュースの場合とはもかく，番組制作など時間的余裕があるときは，書面による説明が望ましい。
- ② 取材者の身元を隠しての取材は倫理に反する。取材の際に他人の名刺を渡すような行為は，取材倫理以前の問題であって，ジャーナリストとしてあるまじき行為である。
- ③ 隠しカメラ，隠しマイクは，原則として使用すべきではない。例外として使用が許されるのは，報道の事実に公共性，公益性が存在し，隠しカメラやマイクによる取材が不可欠の場合のみである。私人間のトラブル等個人のプライバシーに最大限配慮が求められる場合には，隠しカメラ・マイクの使用にはより慎重な配慮が必要である。
- ④ 対立する問題の取材にあたっては，一方の当事者への取材だけでなく，双方からの多角的な取材が必要である。一方から取材拒否にあった場合は，忍耐強く働きかけなければならない。そうしないと結果的に一方に偏した放送内容になり，名誉侵害や放送倫理違反の結果を招くことになる。
- ⑤ 私人間のトラブルに関する報道では，一

方から提供された情報の信憑性を確認しなければならない。

### 3. 編集段階での留意点

放送法第3条の規定にあるように，法の規定による以外，放送番組は何人からも干渉されたり，規律されたりすることはない。

つまり，報道の自由の基幹部分として「編集の自由」，つまりなにを放送し，なにを放送しないかの選択の自由もまた保障されている。

したがって，番組づくりの過程で，取材した素材を取捨選択することは本来の権利であり，自由に行うことができる。しかし，制作意図に沿わせようとして事実を歪曲してはならない。編集現場を体験した者なら誰でもわかるように，素材の使い方では大きく変化する。現場がよく体験するのは，企画意図と取材結果に乖離があった場合，どうしても企画意図に沿うように編集しがちなこと。つまり問題意識が先行して企画意図に沿ったものを中心に編集することがある。

編集がジャーナリストの意図に沿って行われるのは当然だが，上記のような場合には，結果的に権利侵害を引き起こすおそれがある。また，資料映像を使用する場合，ときには現場がフィーリング感覚で使用する場合があるが，それによって引き起こされた権利侵害については放送局の責任となるので留意しなければならない。

BRCは，

- ① 意図的な事実の歪曲やデータの誇張，恣意的な操作があってはならない。表現やデータの作成，提示の仕方において，公正さとバランスに配慮する必要がある。

- ② 収録した素材等を主題に応じて、わかり易い発言内容に絞り込む等整理、編集する際には、発言の重要かつ本質的な部分、つまり発言の趣旨または核心部分を改変しないよう慎重に対処しなければならない。特にコメンテーターの発言は、研究者や専門家としての立場から論評するものであるから、その発言の核心部分を改変することがないように、より慎重な対応が求められる。したがって、コメンテーターの発言の本質的な部分を断りなく削除することは、編集の行き過ぎであり、発言者の人格権に対する配慮を欠くものである。
- ③ 事前に収録した発言者に知らせることなく、立場の異なる新たなコメンテーターの発言を挿入することは、番組内容のバランスをとるためであっても、先の発言者が後者の発言を知った上で反論する機会を与えられないことになり、発言者の学問的・思想的立場に誤解を招くおそれが生じるので、発言の取り直し等の措置が必要である。
- ④ 編集段階で全面的なカットや取材趣旨に重要な変更がなされた場合には、それをすみやかに取材対象者に伝え、了解を求め、その意見や言い分を放送に反映させる努力が必要である。
- ⑤ ダイジェスト保存版を短縮編集するにあたっては、細心の注意を払い、編集されたVTRが事実在即したものかどうかについては二重、三重のチェック体制が必要である。担当者の過失に原因があったとしても、編集の結果、誤りが放送された場合には、放送局に重大な過失責任が生

じる。

と指摘している。

#### 4. 容疑段階報道と疑惑の告発

日本の犯罪報道は判決段階ではなく、容疑段階の報道が主流だが、それだけに人権侵害にならないように配慮しなければならない。容疑段階はあくまで推定無罪の原則が適用されなければならないが、逮捕や指名手配のニュースをメインとする日本では、容疑者を犯人と断定していると思われるような報道が少なくない。ニュースでは時間との競争があるだけに、ちょっとした不注意が人権侵害につながるおそれがあることに留意しなければならない。

名誉毀損は、放送によって人の社会的評価を低下させたときに成立するが、人の名誉を毀損した場合でも、放送された事実が公共性が認められ、放送が公益目的でなされ、放送内容が真実であれば、責任を負わなくともよいとされている。しかし、最近はメディア側が訴訟で敗訴するケースも少なくないし、権利侵害とまではいかなくとも放送倫理にもとるケースもある。警察発表で容疑者に余罪があるような示唆があった場合、余罪を示唆する原稿は書くが、現場にはその後余罪が本当にあったかどうかまでフォローする時間的余裕はない。余罪がなかったときには警察も発表しないことが多いし、余罪がなかったことを追いかけてニュースにすることはほとんどないのが実態である。

このような実態が関係者のメディア批判の原因の一つにもなっている。

BRCは容疑段階の報道に関して、次のように指摘している。

- ① 容疑事実を裏づけるための取材を可能な限り行い、真実を突きとめるために努力を尽くさなければならない。裏づけ取材は、放送による被害を防止するためにも必要であり、メディアに求められる基本的な報道姿勢である。容疑事実の裏づけが取れない場合は、過大、誇大な表現を避け、客観的な事実報道を心がけねばならない。とくに警察の見込み捜査に基づく事件報道については、結果的に事実と異なる報道となる可能性もあることから、速報段階では断定的表現を避け、その後裏づけ取材が必要である。警察の見込みと異なり、当初の報道内容と異なる重要な事実が判明した場合は、その段階で速やかに訂正・修正するなどのフォローアップ報道をしなければならない。
- ② 容疑段階では、司会者、リポーター、ゲストらの発言を含め、番組全体を通じて、容疑段階であることに配慮し、犯人視したり、犯人と断定したりするような表現は避けなければならない。犯人視や断定的発言がゲスト等からあった場合には、司会者やリポーター等が容疑段階であることを伝えるなどフォローする必要がある<sup>15)</sup>。
- ③ 実名、顔写真は、事件の公共性、公益性を考慮し、報道の真実を裏づけるために必要不可欠であるかどうかの判断に基づいて使用すべきである。特に顔写真は視聴者に強いインパクトを与えるものであり、短時間に何回も繰り返し使えば、容疑者という呼称をつけたとしても、犯人視報道につながる危険性がある。したがって、顔写真の使用は必要最少限度にと

どめるべきである。

- ④ タイトルやスーパー等の字幕に、できる限り「容疑」「疑い」「容疑者」といった文字を付け、容疑段階であることを視聴者に明確に伝える。
- ⑤ メディアが、疑惑が存在すると判断した場合は、取材を重ね、相当な裏づけを得た上で問題提起を行い、場合によっては告発することは重要な役割の一つである。しかし、疑惑報道を行う場合は、十分な裏づけが必要である。裏づけが取れないままの疑惑報道は、被取材者に対する配慮に欠けたものになることに注意しなければならない。
- ⑥ 週刊誌や雑誌等他のメディアによる先行報道があり、放送局がそれを追いかけるかたちで疑惑報道をする場合は、放送の追いうちによる相乗効果が予測される。こうした状況では、放送内容に特段の注意が求められる。こうした配慮が不十分だと疑惑をかきたてるだけとなり、当事者の名誉を毀損することになる。

## 5. 肖像を使用する場合

肖像権とは、「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌、姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真を公表されたりしない権利」である。放送にあたっては、すべての人の肖像権が尊重されなければならないことはいうまでもない。

しかし、肖像権の侵害があった場合でも、過去の判例などによると、

- ① 当事者の承諾があった
- ② 諸般の事情から当事者の暗黙の承認が認められる

または、

- ③ 取材・報道の自由が民主主義社会において住民の知る権利に奉仕するという重要な義務があり、当該取材・報道の行為が公共の利害にかかわり、もっぱら公益を図る目的でなされたものであり、かつ、取材・報道の手段・方法が目的に照らして相当性を持つ

場合には、肖像権の侵害に違法性はない、とされている。

たとえば、汚職容疑をかけられた県知事に対して、本人の見解を聞くためにカメラをむけ、無言の知事の様子を放映したとしても、取材方法さえ妥当であれば、公益をはかる目的であり、本人の撮影拒否があったとしても違法性は問われないだろう。

もちろん違法性が阻却されるからといって、むやみに肖像権を侵害することは許されることではない。

気象や行楽ニュース等で、多くの人たちの顔が映っている映像が放映されることがあるが、筆者の経験でも撮影するカメラマンに肖像権の認識が薄いことがあった。個人を特定できないような配慮が必要であろう。

BRCは、次のように判断している。

- ① 肖像にかかわる権利は、個人情報に対する自己情報コントロール権としても保障されるから、原則としては、使用目的を出来る限り特定して説明することが望ましい。
- ② 一般的には、放送による取材活動においては、通常映像として使用することを前提として、取材・撮影がなされており、取材対象者がカメラに向かってインタビューに応じることは、特別の理由がない

限り、公表（放送）について承諾していると判断しても、直ちに不当であるとはいえない。放送することを承諾しないと意思表示がない場合には、放送について暗黙の了解があったものと解される。

- ③ しかし、被取材者が、好奇の対象となりやすい犯罪の被害者であり、かつ放送には不慣れな一般人で、しかも、冷静な判断が期待しにくいような状況にあり、さらに取材されてから放送されるまでに日時があるような場合には、放送する前に肖像の使用について、再度の確認を取るなど慎重な配慮が必要である。
- ④ 一方、事務所や建物の撮影は、肖像権とはかかわりが無い。事務所等の撮影には断りをするのが望ましいが、たとえ無断で撮影されたとしても、放送された映像によって何らかの権利侵害が生じるなど、特段の事情が存在しない限り、非難に値するとは考えられない。

## 6. 情報源明示とモザイクの使用

日本ではニュースのなかで情報発信源を明らかにせず「反対の声もある」などのコメントを入れることがめずらしくないが、欧米では情報発信源が明らかでないニュースはあまり信用されない。

情報発信源を明示しないケースはあくまで例外的な措置である。それだけに、明示しない場合には、説得性のある理由が必要である。

民放連の報道指針によれば、情報の発信源は明示することが基本となっている。しかし、同時に情報提供者を保護する等の目的で、情報源の秘匿を貫くことは放送人の基本的倫理であるとしている<sup>16)</sup>。

BRCは、匿名やモザイクの使用等について次のような判断を示している。

- ① 匿名やモザイクの使用については、代替できない重要な証人等に危害が及ぶ危険があるとき、関係者の名誉・プライバシーを著しく侵害するおそれがあるとき等では必要な方法の一つである。
- ② 被取材者側が一切の取材に応じないため、報道内容が一方的になるおそれがあるとき等にも、例外的な緊急処理として使用もありうる。
- ③ しかし、取材不足を補う便法として匿名やモザイクを安易に用いることは、ジャーナリズムとしての姿勢が疑問視されかねない。

そして、調査報道における匿名・モザイクの使用に関して、次のように指摘する。

- ④ ジャーナリズムとして真実に迫る調査報道は、対象の公共性に立脚して十分な裏づけ取材により事実や問題点を告発するものであるから、匿名やモザイクによる映像処理は真実性を阻害するおそれがあり、原則として避けるべきである。
- ⑤ 単に、匿名やモザイクを使用したからといって、これにより被報道者の人権侵害を防ぎ得ると考えるのは早計であるばかりでなく、事案によっては、視聴者に被取材者が犯罪と関係があるのではないかとと思わせる働きをすることに留意しなければならない。
- ⑥ ボカシ処理についても、ニュースソースや関係者のプライバシー等を尊重するうえで、必要な手法の一つである。しかし、映像、とくにニュース映像は真実を伝えるものであるから、ボカシやモザイク処

理は映像の真実性を阻害するものとして原則避けるべきである。したがって、撮影の時点で、できる限りボカシを入れないですむよう工夫するとともに、映像選択時にボカシを入れないですむ他の映像で代替することを考えるべきである。

- ⑦ ボカシ処理は、放送内容とのかかわりで疑惑を高める場合があること、また、部分的にボカシ処理をしても、映像全体から本人や場所が特定されてしまう等、限界があることに注意が必要である。

匿名やボカシについて、BRCはその必要性は認めながらも、全体的には否定的である。それは、BRCでの審理事案のケースに匿名やボカシの必要性があまりなかったことが原因であろう。2005年に個人情報保護法が全面施行されて以降、映像のボカシ処理が目立つようになってきているが、過剰反応にならないことが必要であろう。ボカシが入っている理由を視聴者が正確に理解できなければ、映像の信憑性を疑われる結果を招くおそれがある。

一過性の放送においての権利侵害は、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として、番組全体の構成、発言内容、字幕スーパーなど、映像と音声の全体的印象で判断される。総合的な配慮が必要である<sup>17)</sup>。

## 7. 政治的論評に関する判断

BRCは2006年9月に、「民主党代表選挙」に関しての報道で、政治評論家が番組内で発言した内容について、民主党国会議員からだされていた苦情申し立てに対する審理結果を公表した。

この事案は、2006年4月に行われた民主党

の代表選挙報道で、テレビ出演した政治評論家の発言をめぐって、民主党の2名の国会議員から、社会的評価を低下させられ名誉を毀損されたとの苦情の申し立てがあったものである。

BRCは、政治的論評に関して、「政治家の政治的動向に対する論評は、国民が多角的な視点から自らの政治的選択をすることに役立つものであるべきであり、当然のことながら、メディアが特定の政治家に対する人身攻撃を主たる目的とする論評により当該政治家の社会的評価を低下させる放送をしたときは、当該放送は表現の自由の保障の範囲を逸脱するものとして名誉毀損に当たる」との原則を明らかにしたうえで、次のように判断した。

- ① 仮に、なんらかの意味で申立人らの社会的評価が低下したとしても、民主党代表選挙という公共の利害に関する事項を取り扱ったもので、人身攻撃を主眼とするものとはいい難く、その論評の前提となった事実は真実とみなされる相当性があり、違法性は阻却される。
- ② 申立人らは、いずれも政治家として著名な存在であり、その政治的言動についてメディアが報道、論評することは、国民の知る権利との関係でも、重要なことである。このような立場にある政治家は、その政治的動向、ときにはそのプライバシーを報道、論評されることにおいて、公共性、公益性目的とされる場合が多く、一般私人よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない立場にある。
- ③ 申立人らは有力な政治家であり、自らもメディアを通じて、その批判に反論する機会を有するだけの政治的な力量をもつ

以上、むしろ自由な政治的論評は甘受すべきであり、本件放送を論難することは、報道の自由を堅持し、政治的干渉からの自由を擁護することを通じ民主主義を維持発展させるという観点から疑問である。

BRCは、政治的論評に対して政治家は放送の自由の観点から批判であっても甘受すべきとの判断を示し、ゲスト評論家の政治的批判については、人身攻撃でない限り、その自由を認めている。

## 8. 名誉回復の措置

放送局が真実でない放送をした場合、その放送によって権利を侵害された本人または関係者から3か月以内に請求があり、真実でないと判明した場合、放送局は2日以内に、その放送をした放送設備と同じ設備で、訂正または取り消しの放送をしなければならない、と放送法第4条に規定されている。放送局自身が間違いに気づいた場合も同様の措置をとらなければならない。

この規定について最高裁は、番組への他からの関与を排除するため、放送局が自律的に訂正放送を行うことを義務づけたもので、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではない、との判断を示している<sup>18)</sup>。

訂正放送は、あくまで放送局の自律規定であるとされている。それだけ、放送局には真実の放送をする責任があり、間違った場合には、すみやかに訂正し、権利侵害を回復する責務が重く課せられている。

BRCは、訂正放送について、報道した事実



然のことながら誤りがあった場合には速やかに訂正しなければならない，とする。そして，取材された本人や関係者から指摘を受けた場合は，できるだけ親切かつ適切に対処すべきだとしている。

名誉回復措置や視聴者への説明責任，訂正放送のやり方などについて，BRCは具体的に次のように指摘している。

- ① 調査報道において，捜査機関が最終的に疑惑を否定する判断を行ったにもかかわらず，あえて疑惑があるかのような報道をした場合は，捜査機関の結論を覆すような証拠を持っているか，または入手する可能性がある場合を除いて，相応の名誉回復措置をとらなければならない。
- ② 編集担当者やプロデューサー，ディレクターが注意義務を怠る等の重大な過失によって誤った内容の番組が放送された場合，放送局はなぜこのような事態が起きたのか，その原因を究明し，視聴者に説明する責任がある。さらに，今後このような誤りを繰り返さないための改善措置として社内体制を整備する必要がある。
- ③ ワイドショー等において，新聞記事等を紹介しながら事件を報道する場合，その記事が誤報だったり，誤りがあったりした場合には，是正記事を掲載した紙面の紹介ですましてはならない。放送した局の責任として自らの放送によって訂正しなければならない。
- ④ 外部プロダクションの担当者の権利侵害であっても，テレビ局がその素材を使って放送した場合には，原則として取材過程も含め全責任を負わなければならない。

- ⑤ 放送したあと速やかに訂正やお詫びを行う等放送上で対応した場合は，BRCの審理決定後に，再度謝罪文や訂正放送をだす必要はない。BRCの審理結果の趣旨を放送するだけでよい。
- ⑥ BRCの決定がでたあとで，あらためて訂正放送をすることが，かえって申立人に好ましくない影響を与えるおそれがある場合には，BRCはあえて訂正放送を求めない。

## IV バラエティ番組に関する審理

BRCは2006年3月，バラエティ番組に関する苦情申し立てに対する審理結果を公表した。BRCがバラエティ番組に関して審理をしたのは，初めてであった。バラエティ番組を避けていたのではなく，それまでの苦情申し立てがすべて報道系の番組であったからである。バラエティ番組に関する苦情申し立てが9年間で1件もなかったことは，視聴者がバラエティ番組に関しては，プライバシーをあばき立てること，スキャンダルを含めさまざまな出来事を面白可笑しく扱うもので，真実性には初めから疑問を持っており，人権侵害への意識が薄かったことの反映だといえるだろう。

BRCの運営規則は，審理対象からバラエティ番組を除外していない。バラエティ番組を審理したことは，今後のBRC活動に大きな意味をもつ。報道番組とは異なる倫理基準の形成を求められることになるからである。

バラエティ番組は，真実性は二の次で，面白さを追求する構成・演出によって視聴者の

関心をひきつけようとする。視聴者もそれを期待している。このように娯楽色の強いバラエティ番組では、一般視聴者からすれば人権侵害だと思われるような表現でも、笑いをとるための演出として許される、と制作現場が思っている節がある。高い視聴率を求められる風潮がそれを助長しているといっても過言ではないだろう。

もちろん人権侵害が許されるわけではないが、バラエティ番組を萎縮させないために、どこまでを許容範囲とするかが今後問われてくるだろう。人生経験豊富な世代のBRC委員と若者が中心の現場および視聴者の間で、その感覚に乖離が生じてくれば、現場や若い視聴者がBRCの審判結果に異議をとる可能性さえ、ないとは言い切れないだろう。逆に、BRCの人権感覚を現場が受け入れれば、日本のテレビのバラエティ番組がさまがわりする可能性も秘めている。

したがって、BRCは重い課題を背負っていくことになる。ここでは、初めてのバラエティ番組に関する審判結果について、今後の参考にするために少し詳しく書きとめておく。

苦情申し立ての対象となった番組は、テレビのトークバラエティ番組である。2005年6月に女性タレントが出演して自らの結婚生活などについて赤裸々に語り、翌月の放送では女性タレントは出演しなかったが、6月の放送での発言に基づいて、番組出演者がトークを展開した。この2回の放送に対して、女性タレントの夫が、一方的に侮辱・愚弄され回復困難な精神的苦痛を受けたとして、BRCに苦情を申し立てた。

申立人の主張は、

① トークバラエティ番組で相手方への反面

取材や承諾を得ることが困難だとしても、他人の名誉やプライバシー権を侵害してもやむをえないとはならない。

② 女性タレントの発言は、申立人の社会的評価を低下させた。夫婦間の出来事についての発言は申立人のプライバシー権を著しく侵害する内容であった。

③ この番組には、公共性、公益性はまったくない。さらに録画番組であり、制作者が編集して放送したものである。夫の方はまったくの私人である。

との内容であった。

これに対して放送局側は次のように反論した。

① この番組は、女性タレントが自らの結婚生活を語った番組であり、報道番組とはその目的も、番組作成も異なる。常に反面取材が必要とされれば、エンターテインメント性が損なわれ、自由闊達な番組づくりが阻害される。

② トークバラエティ番組では、ゲストの発言を尊重することが求められ、収録番組であるからといってその発言を修正することは、表現の自由等を封殺することになる。

③ 女性タレントの発言は、自ら発言したものであり、番組制作者等の恣意的なリードは一切なかった。女性タレントの発言は、婚姻生活の実情を、いわば「おのろけ」として表現しているものとの理解が可能であり、全体的な考察としては、申立人の名誉を毀損するものとは言い難い。

④ 女性タレントと申立人との婚姻生活は、セレブ婚と呼ばれて一般人の関心を呼んでおり公益性や公共性を有する事柄であ

る。

BRCの判断は以下の通りである。

結論は、この放送はトークバラエティ番組であったことを考慮してもなお違法，不当に申立人の名誉，プライバシーを侵害したものであり，本来なら謝罪放送をすべき内容だとするものであった。しかし，謝罪放送をすれば，かえって申立人の精神的苦痛を増幅することになりかねないので，侵害されたプライバシーに触れない配慮をしつつ，BRC決定を放送し，今後再発しないように企画，編集の体制を整えるように勧告するものであった。それほどひどい内容だったのである。

BRCは，トークバラエティ番組について，「トークバラエティ番組は主として出演者の即興的で巧みな話法により視聴者に楽しみを提供することを主眼とし」ているので，「ときには番組の中で取り上げた人物の弱点に触れたり，プライバシーの暴露が行われることもある」との現実を認め，「トークバラエティ番組が一般に許容される限度は，報道番組より広い」との認識を示した。その上で，許容限度を超えた違法性，不当性があるかどうかについて審理した。

BRCは，女性タレントが私生活をあけすけに語るキャラクターを演じることを得意とするタレントであり，女性タレントと結婚した申立人はある程度二人の生活の一部が暴露されることを予知してしかるべき立場にあったと判断し，申立人が一般の私人とは言い切れないと指摘した。

その上で，BRCは放送された内容が受忍限度を超えているかどうかを検討した結果，「申立人の持っている疾病とか行状について，

女性タレントは『歯槽膿漏で口が臭い』『手をつないでやらないと大の用が足せない』『婚姻直前のころ，自宅に女性の生理用品が残されており，それをわざわざその女性のところまで届けた』などと発言し，さらに夫婦の性生活にまで具体的に踏み込んで，真実であるかどうかはともかくとして，申立人の私生活を必要以上に暴露し，揶揄しているものと認められる」と判断した。そして「これらの発言は，笑いでは済まされない名誉の侵害，私生活の暴露にあたり，これがどのような立場である人についてであれ，受忍の限度を超えているといわざるを得ない」と結論づけた。

さらに，放送局の編集責任に関しては，ナマ番組ではなく，偶発的に放送されてしまったものでなく，放送局が女性タレントの発言の一部については口の周辺にマル秘マークをつけ音を消しているところから，放送した部分については受忍できる範囲と判断したと考えられるとし，「その判断が適切を欠いたのであった」と指摘した。

そして，「番組内容は，視聴者の心にひそむ低俗なぞき趣味に安易に迎合したもので，その結果，申立人の人格を傷つける結果を招いたと判断する。当然のことながら，これらの暴露が公共の利害にかかわり，公益目的に発しているのみならず余地はなく，伝えられた内容の真実性，相当性を検討するまでもなく申立人の名誉，プライバシーを侵害していることは明らかである。このような放送を企画，放送することは，トークバラエティ番組の存在意義を自壊させ，その健全な発展をメディア自身が損なう危険をはらんでいるといわざるをえない」と厳しく指摘，警鐘を鳴らした。

この事案に関して審理の過程で放送局が「公益性があり、公共性を有する」と主張したことで、放送局は、はからずも公益性、公共性に対する認識レベルの違いを露呈してしまった、といえよう。

BRCは、この事案の審理にあたって「(申立人の) 受忍限度を検討するにあたり、当委員会是一般的な基準を定立することは求められていない」として、あくまでこの事案についてのみの判断だとしているが、結果的にはバラエティ番組に関しても、公共性、公益性が認められない事項に関しては、必要以上に私生活を暴露し、特定の個人を極度に揶揄するような内容は、人権侵害に当たるとの判断基準を示したことになる。

この件に関しては、人権侵害だとの判断を筆者も支持するが、視聴率の高低が直接放送局の営業成績に直結するシステム、視聴率の高低が放送局の人の昇進や外部プロダクションの契約の継解につながっている現実を直視すると、視聴率ねらいが当然とされる民放の放送制作現場への人権意識の透徹は簡単なことではないと思われる。

BRCとしては、今後エンターテインメント番組関係についても審理案件を積み重ね、判例法的に一定の基準を成立させる努力を求められることになる。



## 事案審理以外の活動

### 1. 仲介・斡旋業務の重要性

BRCがこの9年余、発足から2006年9月までに視聴者からの苦情を受け付け、審理を行

ったのは21事案30件である。1年平均3事案にも満たない。委員会審理は結論がでるまでに、裁判よりも短時日だが、それでも数か月かかる。

これに対して視聴者からBROへ寄せられる意見や苦情、要望は年間1,000件程度に上っていた。BRCが発足して数年後、「取り扱う事案が少ない」「苦情申し立てをなかなか受理してくれない」等の声が数多く寄せられるようになった。

このためBROは2001年度から、視聴者からの苦情を放送局に伝え、双方の協議で問題を解決させる仲介・斡旋業務にも重点をおくこととなった。視聴者が放送局に連絡しても、放送局の現場は丁寧に対応する時間的余裕がないことが多い。このため門前払いのかたちになりがちなのは容易に想像できる。このためBROは視聴者からの苦情を放送局に取りつぐことにしたのであった。視聴者にとってみれば、委員会決定でなくとも、苦情が受けとめられ放送局によって適切な措置が取られれば納得できると訴えてきたケースが少なくなかったからである。

しかし、仲介・斡旋をするにしても事務局が恣意的に判断したと批判されないためには、一定のルールが必要であった。

このためBROは、2001年4月に制定した「苦情の受理及び審理に関する内規」の第5項に、仲介・斡旋業務に関して次のようなルールを設定した。

- ① 申立人に審理を求める意思がなく、単に当該局に誠意ある対応を求めてきた場合。
- ② 取材段階での抗議や要望をしてきた場合。
- ③ 番組に関する重大な苦情が寄せられた場

合。

以上のような場合にBROは当該局に対応を求めることができることを明記し、「仲介・斡旋による解決要請」を可能にしたのであった。

BROがBPOに衣替えした2003年7月以降2006年3月までに視聴者から寄せられた意見や苦情のなかで、人権に関する苦情は602件にのぼっている。このうち審理を求めることができる直接関係者からの苦情は316件であった。苦情のなかには申し立ての構成要件を満たしていないものも多数あるので、審理率を云々することはできないが、現実には委員会決定ができたのは2004年度と2005年度であわせて7件に過ぎない。

一方、仲介・斡旋で解決した事案は5件あるから、斡旋は委員会審理と肩を並べる実績をあげているといっていよいよだろう。委員会決定が放送局側の非を認めても、申立人から感謝されたケースはあまりなく、申立人に何らかの不満が残ることが多いといわれるだけに、双方の協議で解決された場合は、申立人もそれなりの納得感をもったに違いない。仲介・斡旋業務の重みは一段と増してくる。

04年度、05年度の斡旋解決事案をいくつか具体的にみてみよう。

(1) 愛知県の女性から、「駐車していた自分の車に、二人組のお笑いタレントの1人がいきなり乗り込んできて、押し倒して無理やりキスしようとした。しかも、この一部始終をテレビカメラに撮影された。局に強く抗議したところ、この部分は放送しないと答えたが問題の本質がわかっていない。このような取材は絶対に許されない」との訴えがあった。この問

題は、放送されていないので審理事案としては取り上げられないが、取材方法には女性の指摘どおり問題があるのは明白であった。このためBPOは放送局に再度の話し合いを要請した。この結果、局側が「改めて深く謝罪するとともに、問題となったコーナー企画を即時打ち切る」ことなどを提示し、女性側も局の誠意を認めて解決した。

- (2) 大阪府の男性から「ヘリコプターのオーナーとして取材に応じ、撮影にも様々に便宜を図ったが、結果的に虚偽の内容を放送され、名誉・信用を毀損された」との訴えがあった。これに対し、当該放送局は、番組紹介のホームページで内容を修正する旨を表示する措置を取ったが、男性は納得しなかった。このため、BPOが局側に要請した結果、内容を修正した番組を局が提案し、男性が了承して解決した。
- (3) 東京の人から「居酒屋を今も営む85歳の義母の半生を描いて、世のお年寄りに勇気を与えるという企画を説明され、それに賛同して家族はドキュメンタリー番組の取材をOKしたのに、放送では本人の奮闘だけでなく、自分たち子供夫婦や孫たちの他人様には知られたくない事実も描かれ、プライバシーを侵害された」との訴えがあった。この人は放送局に対し、「謝罪と再放送の中止」を求めるとともに、「自分たちの映っているテープの引渡し」を強く要求した。

BPOは、「放送局が取材テープを局外にだすことは考えられない」と説明し、テープの引渡しにこだわらずに協議を続

けるように勧めた。その結果、放送局も誠実に対応し、「再放送や2次利用での番組販売等を行わない。同じ番組枠の中で『事実関係において一部誤解を生じさせる表現があった』とする旨の字幕スーパーを放送することで双方が合意した。

斡旋で解決した事案のなかには、番組の責任者が苦情申立人に直接会って謝罪したり、同じ番組内で「一部誤解を生じる部分があった」とのコメントを放送したりして解決したものもある。

こうした事例では、放送局側の常識が社会的には非常識なケースが多いことがよくわかる。しかし、放送局側が苦情や抗議を持ち込んだ視聴者と率直に話し合い、非があれば直ちに正すとの姿勢で協議に臨めば、視聴者の理解を得られるケースもまた多いことがわかる。外部プロダクションも含めて取材・制作現場は、視聴者からの苦情や抗議に謝罪するようなことになれば、局内での立場が悪くなるので、なんとか凌ごうとする。そうではなくて、再発防止のためには率直に非は非として認める雰囲気をつくり、視聴者と話し合うシステムを放送局がつくれれば、解決する場面が多いのではなかろうか。

BPOが視聴者からの苦情を放送局に連絡し、双方で協議してもらう業務をより充実させることは、視聴者のBPOへのアクセスの機会を増やすだろう。それは、送り手と受け手の回路の充実につながっていくはずである。

同時に、それは放送局に自律のシステムを促すことにもなる。

## 2. BPO 3 委員長声明

BPOがスタートして以降、BRCと「青少年委員会」「放送番組委員会」の3委員長が連名で、放送界にとって見過ごせない問題が起きた場合に、「声明」のかたちで2回問題提起等を行っている。

最初は2003年12月、日本テレビのプロデューサーの視聴率不正操作事件が明るみになって、社会的に大きな批判を浴びたときである。

この事件は、日本テレビのプロデューサーが自分の担当していた番組の視聴率を上げるために、視聴率調査会社「ビデオリサーチ」の視聴率調査対象世帯を調べて金品を贈り、番組を視聴してくれるように働きかけたときとされるものであった。

この事件は、放送局の視聴率至上主義がもたらしたものとされ、視聴率競争が番組の質の低下の原因になっていると社会的に批判された。

この事件に関して3委員会の委員長は連名で「見解と提言」を行った<sup>19)</sup>。

事件に関する見解として3委員長は、視聴率が広告料金の重要な基準として独り歩きし、過激な視聴率競争をもたらし、性や暴力の過剰表現などによる低俗番組の横行やワイドショー等で起きる人権侵害事件も、視聴率競争から生み出されているものが少なくないと指摘した。

3委員長は、事件が世論のメディア不信と公権力によるメディアへの法的規制が進む状況の中で起きたことを憂慮し、放送界がこれを契機に視聴率競争の歪を正すように呼びかけた。

そして、次のような提言を行った。

- ① 過大な視聴率依存を改めるために，放送番組は質を測定する視聴質調査も併用して総合的に評価すべきである。放送界全体として新たな番組評価基準作りに向けた対策機関の設置が必要である。
- ② 広告界も新しい評価基準づくりに向けて積極的に協力してほしい。
- ③ 放送人の自律を強めるための倫理研修を充実させる必要がある。
- ④ 視聴者・市民は，番組に対して積極的に発言してほしい。視聴者も放送文化の担い手である。
- ⑤ 新聞・雑誌の番組批評を強めてほしい。「視聴率ベスト10」などの報道は，視聴率至上主義を増幅する面のあることに留意し，現状の再検討を望みたい。

この提言を受けて，民放連は会長の諮問機関として「視聴率のあり方に関する調査研究会」を急遽設置し，座長にはBPO理事長の清水英夫氏が就任した。研究会は，視聴率以外の番組評価基準を議論したが，必要性は認識したものの，視聴率に代わる具体的な基準を提言するまでには至らず，2004年5月に質の高い番組制作を促進するために，「報奨・顕彰制度の充実」などを提言した。「報奨・顕彰制度の充実」に関しては，民放連が2005年度から優れた番組を表彰する「日本放送文化大賞」を新たに設け具体化した<sup>20)</sup>。

2回目の3委員長声明は，総務省の行政指導に関してだされた。2004年11月11日付である。2004年6月に総務省が行った2件の行政指導に対してであった。

1件は，国会審議における議員の不規則発言をテレビ朝日が誤って編集し，放送した問題である。テレビ朝日は，2003年9月に北朝

鮮拉致家族問題を報道した際に，自民党の衆院議員・藤井孝男氏の国会審議中の不規則発言に関して，別の審議の場での発言を北朝鮮問題で発言したように編集して放送した。BRCに藤井氏から苦情申し立てがあり，BRCは審理の結果，テレビ朝日に重大な過失があったと認定し，同局に再発防止に向けて適切な措置をとるように勧告した。

もう1件は，山形テレビが2004年3月に「自民党山形県連特別番組」を放送した問題である。自民党だけ特別番組を放送するのは政治的に公平さを欠いていると批判された。

この2件に関して総務省は，嚴重注意（行政指導）を行った。

3委員長声明は概略次のように述べている。「総務省が通達した嚴重注意などの行政指導は，以下の理由により，放送の自律や放送界の第三者機関に対する信頼を危うくするおそれが極めて強いと判断せざるを得ない。

第一に，総務省（情報通信政策局長名）が嚴重注意を行ったテレビ朝日の国会不規則発言編集問題については，当事者である衆議院議員・藤井孝男氏の申し立てに基づき，放送と人権等権利に関する委員会（BRC）が審理の結果，テレビ朝日が重大な過失によって藤井議員の名誉を侵害したことを認定し，同局に対して適切な措置を講じるよう勧告した。然るに，総務省はテレビ朝日に対し重ねて通達（嚴重注意）を行い，その中でBRCの事実認定や判断を引用して自らの措置を正当化した。これは，テレビ朝日側からすれば二重の処分（制裁）を受けたことを意味するとともに，第三者機関としてのBRCの存在意義を甚だしく軽視するものである。

第二に，総務省はテレビ朝日と山形テレビ

に対し、放送番組の編集上求められる注意義務を怠り、それぞれ政治的公平に反する番組があったとして厳重注意をするとともに、再発防止に必要な措置を講ずるよう要請した。たしかに、放送法第3条の2第1項は、放送番組の編集に当たって、放送事業者に求められる事項について定めている。しかし、当該規定は、総務省の前身である郵政省自ら『精神的規定を出ないものとする』としているところである（郵政省『放送関係法制に関する検討上の問題点とその分析』1964年）。注意を受けた番組にもそれぞれ問題がないわけではない。だが、政治報道は言論の自由と深く関わるものであるから、公権力がその可否を判断することは、慎重のうえにも慎重でなければならないと考える。放送番組における政治的公平の問題については、BPOでも検討課題になっているが、総務省においては慎重な姿勢をとられるよう強く要望する」。

声明のなかでも述べられているが、BPOは放送内容への公権力の介入を未然に防ぐために、視聴者の苦情に対応しようと設立されたものである。独立した第三者機関であるのは、視聴者の信頼を得るためである。放送界の自主的な組織としてのBPOが成功するか否かの一つの要素として、公権力がどこまでこのような組織の民主主義社会における存在理由を認識できるかがある。

6月に行われた行政指導に対して、声明が出されたのは5か月後の11月である。3委員会で徹底的に、そして慎重な議論が重ねられたからである。公権力に対する注意を喚起するためには、時を急ぐより、徹底的な議論が必要との判断がBPOにあった。

3委員長の声明にあたって、BPOの清水英

夫理事長は「声明に盛り込まれた指摘は、放送の自律と第三者機関の自主独立にかかわるものであり、今後の放送行政に当たって、深く留意すべき問題点である」と述べ、総務省に注文をつけている。

## おわりに

BRCはこの10年、放送局の協力のもとで、着実な歩みを重ねてきたといえるだろう。この稿を終えるにあたって、BRCの課題を整理しておきたい。

第1に、最大の課題であった「放送倫理綱領」の制定については、9年有余の審理結果の積み重ねは、判例法的な基準となりつつある。倫理基準は、ほぼ形成されたといってもよいのではないか。差別問題に関する審理事案はなかったが、これは差別問題については各放送局が特段の注意を払っている結果を反映したものといえる。

日本では、NHKも民放連もそれぞれに、放送や報道に関するガイドラインを定めている。それらの基準が厳密に守られていれば、視聴者からのBRCへの苦情はほとんどなかったはずである。しかし、現場の人たちの勇み足的な行動が多くの倫理違反を生んでしまった。その背景には、放送界の常識と視聴者の常識との乖離がある。

ケースバイケースで、その乖離を埋める働きをしてきたのがBRCの審理であった。NHKや民放連とは別に、BRCが独自の「放送倫理綱領」を新たに制定する必要はないのではないか。さまざまなケースで、判例法的に積み上げる方式を今後も継続することが望ましいと思われる。

第2に、訴訟との関係である。アメリカミ



ネソタ州の報道評議会は苦情の申し立て審理にあたっては、訴訟に持ち込まないことを条件としているが、BRCは審理結果がでたあとには制限していない。このため、苦情申立人が、審理の後で訴訟に持ち込み、裁判の判決理由にBRCの審理結果が引用されたケースがあった。BRCの審理のために放送局が提出した資料が法廷で使われたこともあった。

このようなケースが重なれば、BRCの審理も慎重にならざるをえないだろう。BRCのこれまでの審理結果に対して苦情申立人からの感謝は多くはない。どうしても放送局寄りにとらえられてしまうからである。苦情申立人が放送の自由に十分な理解をもつことは稀である。BRCが、訴訟との関連で審理において慎重になればなるほど、視聴者との距離が開いていくおそれがある。

もともとBRCは、訴訟が起こせないような弱い視聴者の苦情を審理することが主な目的であったはずである。

BRCが審理に入るにあたっては、訴訟への持込を制限し、BRCが幅広く放送による人権侵害を救済していく方が視聴者との実質的な回路をつくり得ると考えられる。

第3に、苦情を受け付ける条件の拡大である。BRCは規約によって、企業や自治体、政党など体力のある者からの苦情は取り扱わないことになっている。課題となっていたのは、訴訟に持ち込む力がないような立場の弱い団体からの苦情をどうするかであった。すでに小さな団体（幼稚園）からの苦情を受け付けて審理した実績もある。発足10年を機会に、拡大を検討する必要があるのではないか。

一方で、政治家や官僚個人からの訴えをどうするかの問題がある。地方も含めて政治家

をすべて排除することは困難だろうが、国会議員と中央省庁幹部職員からの苦情については慎重な配慮が望ましい。国会議員や中央省庁の幹部職員は、現行の「放送」が許認可権によって成り立っている以上、放送局に対する影響力を直接・間接に行使できる立場にあるからである。苦情申し立てに際して、BPO事務局が永田町や霞ヶ関に呼びつけられるようなことがおこれば、視聴者のBPOへの信頼は損なわれてしまうだろう。

政治家等からの苦情を受け付ける場合は、立場上公権力に弱い放送局の防波堤として、放送の自由と自律を守る立場をBRCは明確にすべきである。この意味で、2006年9月にだされた「政治的論評に関する判断」は示唆に富んでいる。

第4に、BRCの委員構成である。BRCの委員には放送関係者が入っていない。そのかわり、事務局では放送界出身者が重要な役割を果たしている。法曹界出身者が多くなるのはやむをえないが、放送の自由を現場感覚でとらえられる委員を入れる必要がある。放送界の常識が視聴者の常識と乖離していることは認めたいことだが、そうでないと審理結果が放送現場を過剰に萎縮させるおそれがある。

一方、BPOの理事は、理事長を除いてすべて放送界から選任されているが、理事会の意向は当然のこととしてBPO運営に反映されるから、視聴者からすると「放送局寄り」にみえる。市民代表を半数以上にした方が視聴者の支持と理解を得やすいと思われる。

第5に、より積極的なBRCのPRが必要なことである。NHK、民放局ともに、もっと積極的に自らのメディアを使ってBRCの存

在を視聴者に知らせることが望ましい。

最後に、BPO運営の財源である。現在は、NHKと民放連、それに民放各社が負担しているが、運営費の負担者を拡大する必要があるのではないか。

NHKと民放連、それに民放局が負担する構図を基本に、企業、団体も含め視聴者からの寄付制度を取り入れればどうだろうか。もちろん、最高額を設定しての小口の寄付である。事務作業は煩雑になるだろうが、BRCを第三者機関として機能させていくために、視聴者の理解度を深めるこのような試みが必要ではないかと考える。

運営経費の確保は、事務局体制の充実につながり、より充実したBRC活動を保障するはずである。

BRCが視聴者の信頼を確保するためには、苦情申し立てへのハードルを低くする必要があるが、低くすれば放送局側の反発を招きかねない。常に苦情処理機関が抱える悩みである。それでも、将来ハードルを低くせざるをえないだろうが、それによっておきる諸問題の克服は、BRCと放送局の課題というより、情報化社会における民主度の成熟という日本社会全体の課題であろう。

(おくだ よしたね)

注：

- 1) 河野義行「松本サリン事件から」『報道の自由と人権救済』所載 明石書店 2001年
- 2) 同上
- 3) 『放送研究と調査』1996年8月号 NHK放送文化研究所
- 4) BRCが2006年9月までに審理した21事案のうち、14事案について少数意見が付記されている。また、審理の公開については、申立人と被申立人の双方の同意が得られなければ実現が難しいの

で、BRCも現状ではあえてこだわってはいない。

- 5) 「放送番組委員会」の委員は、他の2委員会と異なり、半数の委員は放送事業者から選出されている。番組内容の向上に関して議論をしてきた過去の経緯を引き継いでいるため。「青少年委員会」は、一部のテレビ番組が青少年に悪い影響を与えているという批判が視聴者から噴出し、それを受けるかたちで公権力が法規制を検討しはじめたため、青少年保護の観点から番組への苦情を受け付ける機関として2000年に設置された。
- 6) BPO理事会は、理事長以外はすべて放送界から選任された理事（8名以内）で構成されている。
- 7) 「プレス評議会」は、1990年になってようやく「実施綱領」を策定し、これがPCCに引き継がれた。
- 8) 『報道の自由と人権救済』（明石書店 2001年）第四部「資料」の項を参考にした。
- 9) 『報道の自由と人権救済』（明石書店 2001年）第四部「資料」の項を参考にした。
- 10) 日本ではBRCの審理結果がでたあと、苦情申立人が訴訟に持ち込んだケースがあるが、そのなかで大学ラグビー部員暴行容疑事件の訴訟では、東京地裁が判決理由のなかの一つに、放送倫理違反があったとする1999年のBRC決定を引用し、放送局に賠償の支払いを命じたことがあった。  
また、「女性国際戦犯法廷・番組出演者の申し立て」事案（2003年）関連では、申立人と訴訟の原告は別人ながら、同じ番組を対象とした訴訟で、BRCに提出された放送局の資料が法廷に持ち出されたことがある。
- 11) 原則はこの通りだが、実際に審理を重ねるなかで、放送倫理違反でも「勧告」となった例もある（産婦人科医院・行政指導報道2005年）。産婦人科医院が行政指導を受けたのは放送時より1年3か月前で、放送時には是正措置を講じていたが、放送では行政指導を受けた日時を伝えていなかった。
- 12) 「サンディエゴ事件」というのは、1996年にアメリカ・カリフォルニア州サンディエゴ市で、アルツハイマー病の研究で高名だった日本人の大学教授とその娘が殺害された事件で、教授の妻を犯人視する報道が展開され、妻が名誉、プライバシー等の権利を侵害されたとして、BRCに苦情を申し立てた。

- 13) 2006年9月に山形市で開催された「マスコミ倫理懇談会全国協議会」で、横並び取材への自主規制の申し合わせに関して、批判的な意見がだされている。
- 14) 最高裁は2006年10月、記者の取材源の秘匿は職業の秘密にあたるとして「報道関係者は原則として取材源にかかわる証言を拒絶できる」との初の判断を示した。このなかで最高裁は取材の自由に関して、「事実報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることはいうまでもない。報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに取材の自由も憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する。取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」と述べている。
- 15) 1997年11月、東京都内のカラオケボックスで大学ラグビー部の部員が19歳の女性に集団で暴行を働いたとして5名が逮捕された。さらに後日、他大学の学生を含む3名が逮捕された。3か月後被害者との間で示談が成立し、全員処分保留のまま釈放された。学生が逮捕されたときに、テレビのワイドショーが逮捕者全員を犯人視するような報道をしたが、逮捕されたうちの2名は暴行に加わっていなかったとしてBRCに苦情を申し立てた。  
一連の報道のなかで、司会者、リポーター、ゲストのなかに犯人と断定しているような印象を与えかねない発言があった。
- 16) 情報源の秘匿に関しては、注14に書いたように、最高裁が記者の証言拒絶を正当な権利として認めている。
- 17) 所沢ダイオキシン報道に関する最高裁判決(2003年10月)
- 18) 最高裁は2005年11月に、放送によって権利を侵害された者が放送局に訂正放送を求めることができるかどうか争われていた民事訴訟で、訂正放送の請求はできないとの判断を示した。そのなかで放送法第4条の規定については、法全体の枠組みと趣旨をふまえて解釈する必要があり、他からの関与を排除して表現の自由を保障する放送法の理念からして、訂正放送規定は放送局が自律的に訂正放送を行うことを義務づけたものであり、被害者が裁判で訂正放送を求める権利を認めては

いない、と判断した。

- 19) 当時の3委員長は、BRCが鮑戸弘氏、「青少年委員会」が原寿雄氏、「放送番組委員会」が木村尚三郎氏。2回目の声明のときも同じ。
- 20) 奥田良胤「難しかった『視聴質』論議、内・外委員の意識に隔たり」『放送研究と調査』2004年8月号 NHK放送文化研究所

#### 参考文献：

- 『BRC判断基準2005』BRC編 2005年11月
- BRO及びBPO「年次報告書」1997年度～2005年度
- 『報道の自由と人権救済』田島泰彦・原寿雄編 明石書店2001年
- 『アメリカの報道評議会とマスコミ倫理』浅倉拓也 現代人文社1999年
- 『BRO 5年、その軌跡と課題』奥田良胤 NHK放送文化研究所2002年
- 「評議会から苦情処理委員会へ」ケネス・モーガン
- 『世界のメディア・アカウントビリティ制度』所載 明石書店2003年
- 『NHK新放送ガイドライン』日本放送協会 2006年
- 「民放連放送基準」および「民放連報道指針」日本民間放送連盟
- 「10年目を迎えるBRC“装置としての第三者機関に”」大木圭之介 『月間民放』2006年6月号

